

有機畜産物及び有機飼料の J A S 規格の Q & A 改正案 新旧対照表

(傍線部分は改正箇所)

新	旧
<p>I 有機畜産物の生産行程管理者 (第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(問3-5) 別表3の平均採食量はどのようにして算出したのですか。</p> </div> <p>(答) 以下のとおり算出しています。 肥育牛：ME (代謝エネルギー) = 2.353 (TDN (可消化養分総量) = 65 %と想定) として、採食可能量をホルスタイン種、黒毛和種の標準成長曲線を参考として計算 乳用牛：経産牛1頭1日当たり乳量をおよそ30kgとして、日本飼養標準・乳牛(2006年版)により計算 豚：日本飼養標準・豚(2005年版)により、可消化エネルギー要求量から乾物摂取量を再計算し、その数値に放牧による採食量の増加分を加算 妊娠中の豚：妊娠豚(体重190kg(4産目))の平均的な飼料給与量により計算し、自由運動を考慮 授乳中の豚：授乳中の豚(6産後)の平均的な飼料供給料により計算し、自由運動を考慮 肉用鶏及び採卵鶏：日本飼養標準・家禽(2004年版)のプロイラー及び卵用育成期の標準的な発育体重及び飼料給与量により計算し、自由運動を考慮</p> <p>(第4条 飼料の給与 関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(問7-3) 飼料添加物として使用できる添加物、使用できない添加物について教えてください。</p> </div> <p>(答) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(飼安法) <u>(昭和28年法律第35号)</u>の規定に基づき農林水産大臣が指定する飼料添加物は現在156種類(平成27年3月末現在)あり、それぞれ定められた成分規格や製造等の基準を満たすものに限り飼料添加物として使用することができま</p>	<p>II 有機加工食品の生産行程管理者 (第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(問3-5) 別表3の平均採食量はどのようにして算出したのですか。</p> </div> <p>(答) 以下のとおり算出しています。 肥育牛：ME = 2.353 (TDN = 65 %と想定) として、採食可能量をホルスタイン種、黒毛和種の標準成長曲線を参考として計算 乳用牛：経産牛1頭1日当たり乳量をおよそ30kgとして、日本飼養標準・乳牛(2006年版)により計算 豚：日本飼養標準・豚(2005年版)により、可消化エネルギー要求量から乾物摂取量を再計算し、その数値に放牧による採食量の増加分を加算 妊娠中の豚：妊娠豚(体重190kg(4産目))の平均的な飼料給与量により計算し、自由運動を考慮 授乳中の豚：授乳中の豚(6産後)の平均的な飼料供給料により計算し、自由運動を考慮 肉用鶏及び採卵鶏：日本飼養標準・家禽(2004年版)のプロイラー及び卵用育成期の標準的な発育体重及び飼料給与量により計算し、自由運動を考慮</p> <p>(第4条 飼料の給与 関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(問7-3) 飼料添加物として使用できる添加物、使用できない添加物について教えてください。</p> </div> <p>(答) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(飼安法)の規定に基づき農林水産大臣が指定する飼料添加物は現在157種類あります(平成22年2月4日現在)。このうち、抗生物質(19種類)又は組換えDNA技術を用いて生産されるものは、たとえ天然物質または天然物質由来の物質で</p>

す。このうち、抗生物質（17種類）又は組換えDNA技術を用いて生産されるものは、たとえ天然物質又は天然物質由来の物質であっても有機飼料に添加して使用することはできません。その他のものは天然物質又は天然物質に由来するものであって化学的処理が行われていなければ使用することができます。

さらに、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給の目的で用いられるアミノ酸（13種類）、ビタミン（33種類）及びミネラル（38種類）については、天然物質又は天然物質に由来するものが生産されていない場合や、生産されていても高額で家畜の飼料用には使用できない場合などに限り、類似する物質、例えば精製されたビタミンや化学処理されたミネラルを使用することができます。

また、有機畜産物の生産行程管理者が自ら給与できるものとして、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するミネラルの補給を目的とする飼料の入手が困難な場合は、ミネラルの補給を目的とする飼料添加物があります。

あっても有機飼料に添加して使用することはできません。その他のものは天然物質または天然物質に由来するものであって化学的処理が行われていなければ使用することができます（例えば、ヨーグルトから分離・培養したラクトバチルス菌を生菌剤として添加する場合等は問題ありません）。

さらに、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給の目的で用いられるアミノ酸（13種類）、ビタミン（33種類）及びミネラル（38種類）については、天然物質または天然物質に由来するものが生産されていない場合や、生産されていても高額で家畜の飼料用には使用できない場合などに限り、類似する物質、例えば精製されたビタミンや化学処理されたミネラルを使用することができます。

また、有機畜産物の生産行程管理者が自ら給与できるものとして、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するミネラルの補給を目的とする飼料の入手が困難な場合は、ミネラルの補給を目的とする飼料添加物があります。

（問7-4）飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）の規定を満たせば、化学的に合成された物質や遺伝子組換え技術を用いた飼料添加物を有機飼料の原材料とすることはできますか。

（答）

原則、有機飼料の原材料として、化学的に合成されたり、遺伝子組換え技術を用いて生産された飼料添加物を使用することはできません。

微生物由来の飼料添加物（例：生菌剤、酵素）の製造にあたって、使用する微生物の成育等に必要不可欠であり、かつ、やむを得ない場合には、その微生物の培養段階において、培地の原料に用いることは可能です。（例：化学的に合成されたpH調整剤、遺伝子組換えトウモロコシ由来のグルコース）

（問7-8）「飼料の給与」について、有機畜産用飼料の入手が困難な場合、必要量の有機畜産用飼料が給与できるようになるまでの期間に限り、平均採食量の15%又は20%まで有機畜産用飼料以外の飼料も給与可能とありますが、自家生産飼料が作りたくても作れない場合も入手できないとみなされますか。

（答）

現状においては、飼料として使用する有機飼料の流通が少ないこと、直ちに有機畜産用自家生産飼料の生産ができないことから、採草用のほ場がない場合や有機飼料が購入できない場合も、入手が困難な場合と見なされます。

ただし、可能な限り早期にこの特例に頼らない飼料の給与を行うことが求められます。

（問7-4）飼料に微生物や酵素を添加する場合の微生物の培養に、

- ・製造工程において化学的に合成された物質が添加された培地
 - ・遺伝子組換え技術を用いた培地
- が使用されていても良いのですか。

（答）

使用する微生物等の成育に必要な不可欠であり、かつ、やむを得ない場合には、

- ・製造工程において化学的に合成された物質が添加された培地
 - ・遺伝子組換え技術を用いた培地
- を使用することができます。

（問7-8）「飼料の給与」について、有機畜産用飼料の入手が困難な場合、必要量の有機畜産用飼料が給与できるようになるまでの期間に限り、平均採食量の15%又は20%まで有機畜産用飼料以外の飼料も給与可能とありますが、自家生産飼料が作りたくても作れない場合も入手できないとみなされますか。

（答）

現状においては、飼料として使用する有機飼料の流通が少ないこと、直ちに有機畜産用自家生産飼料の生産ができないことから、採草用のほ場がない場合や有機飼料が購入できない場合も、入手が困難な場合と見なされます。

ただし、可能な限り早期にこの特例に頼らない飼料の給与を行うことが求められます。

(第4条 一般管理 関係)

(問9-10) 殺そ剤の使用は認められますか。

(答)

家畜舎または家きん舎においては、殺そ剤の利用は認められますが、家畜や家きんが接触、摂取しないように管理する必要があります。なお、と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理においては、殺そ剤の利用は認められません。

(第4条 と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程 関係)

2 有機飼料の日本農林規格

(問11-3) 有機農産物と同様に、外国の制度で有機飼料と認定された飼料を輸入して、有機JASマークを付して販売することは可能ですか。

(答)

外国政府等の証明書をもってJASマークの貼付を行うことが可能な有機農産物とは異なり、有機飼料については、我が国の制度との同等性を確認する仕組みはありません。したがって、有機飼料の輸入業者を認定することはできません。また、有機農産物や有機加工食品の認定輸入業者が、外国の制度で有機飼料として認定された飼料を輸入し、有機JASマークを貼付し販売することはできません。

IV その他

(問13-1) スーパーマーケットにおいて、有機牛肉を用いて有機味付け牛肉として販売するためには、どのような認定が必要ですか。

(答)

複数の原料を用いて一つの商品(味付け牛肉、牛豚肉盛り合わせ等)としたものについては、加工食品に該当することから、これに有機JASマークを付けて販売するためには有機加工食品の認定生産行程管理者になることが必要です。なお、スーパーのバックヤードやミートセンターで有機牛肉等を小分けしJASマークを貼付する場合は、小分け業者の認定を取得する必要があります。

(第4条 一般管理 関係)

(問9-10) 殺そ剤の使用は認められますか。

(答)

家畜舎または家きん舎においては、殺そ剤の利用は認められますが、家畜や家きんが接触、摂取しないように管理する必要があります。なお、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理においては、殺そ剤の利用は認められません。

(第4条 解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程 関係)

2 有機飼料の日本農林規格

(問11-3) 有機農産物と同様に、外国の制度で有機飼料と認定された飼料を輸入して、有機JASマークを付して販売することは可能ですか。

(答)

外国政府等の証明書をもってJAS格付を行うことが可能な有機農産物とは異なり、有機飼料については、我が国の制度との同等性を確認する仕組みはありません。したがって、有機飼料の輸入業者を認定することはできません。

IV その他

(問13-1) スーパーマーケットにおいて、有機牛肉を用いて有機味付け牛肉として販売するためには、どのような認定が必要ですか。

(答)

複数の原料を用いて一つの商品(味付け牛肉、牛豚肉盛り合わせ等)としたものについては、加工食品に該当することから、これに有機JASマークを付けて販売するためには有機加工食品の認定生産行程管理者になることが必要です。